

いずみの森義務教育学校 地域学校協働本部 規約

第1章（総則）

第1条（名称）

当本部は「いずみの森地域協働本部」と称する。

第2条（目的）

当本部は、八王子市立いずみの森義務教育学校が地域の実績を踏まえた特色ある学校となるように支援するとともに、当本部の活動を通じて地域と学校が一体となって子ども達の健やかな育成を図り、地域の核となる学校づくりを目的とする。

第3条（所在地）

当本部は、事務局を子安町2丁目18番1号 いずみの森義務教育学校に置く。

第4条（機関）

当本部に次の機関を置く。

- ① 代表者会議 各担当部署の代表によって構成する。
- ② 運営会議 事務局、学校運営協議会代表者、地域代表者とで構成する。

第5条（活動）

当本部は、PTA、学生、NPO、民間企業、など地域の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して地域全体で子ども達の学びや成長を支える様々な活動に取り組むものとする。活動の推進にあたっては学校及び学校運営協議会との連携を保つものとする。

第6条（委員）

1. 当本部の委員は、次にあげる者のうちから学校運営協議会の承認を得て任命する。

- ① 地域住民
- ② 教育活動に理解がある者
- ③ その他本部において必要と認めた者

2. 委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

第6条（事業年度）

当本部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第7条（会計）

年度終了後、速やかに決算報告書を作成し、会計監査を受け、運営会議で承認を得る。

第2章（組織）

第1条（事務局）

1. 事務局は、各担当部署の代表によって構成する。
2. 事務局は本部事業の取りまとめを行い、学校・PTA との連携、学校運営協議会との連携を図る。

第2条（教育支援ボランティア部）

1. 教育支援ボランティア部は、地域の人材、学生ボランティアの参画を得て、地域との連携、大学との連携を図る。
2. PTA と連携してボランティアの要請を行う。
3. 学習支援担当、環境教育担当、行事担当を置く

第3条（学習支援担当）

1. 学校の行う授業、クラブ活動、部活動に対しての教育支援活動を行う。
2. 学校の行う各種検定試験などに対して支援を行う。

第4条（教育環境担当）

1. 教育環境の整備
2. 学校環境の整備
3. クリーン活動

第5条（行事担当）

1. 学校行事の支援
2. 防災行事の支援
3. 地域行事の参加

第6条（庶務・会計事務部）

1. 広報担当、会計担当を置く。

第7条（広報担当）

1. 学校視察への対応
2. 活動 PR
3. コミュニティーカレンダーの作成、管理

第8条（会計担当）

1. 収支の管理
2. 予算案作成
3. 決算業務

付則

1. 当規約の改廃は、学校運営協議会の承認を得る。
2. この規約は、令和元年10月23日から制定する。